

(様式第4号)

審議会等付属機関 会議概要

1 審議会名	上田市情報公開・個人情報保護審査会
2 日 時	令和5年3月24日(金) 午後3時から午後4時25分まで
3 会 場	市役所本庁舎 4階 庁議室
4 出席者	岩下智太郎会長、北澤真一委員、佐藤恵太委員、鈴木志保委員、西俊子委員、野瀬裕昭委員
5 市側出席者	池田総務課長、坂口課長補佐兼文書法規係長、野澤文書法規係主査、笹井文書法規係主事
6 公開・非公開	一部非公開(上田市個人情報保護条例第26条の7に該当)
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月	令和5年3月27日

協 議 事 項 等

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 上田市における改正個人情報保護法の対応について

- ・資料に基づき、事務局から説明
- ・以下、質疑応答

(委員) 保護責任者・各所属長のうち、所属長というのは具体的にはどういう立場になるか。

(事務局) いわゆる各所属の課長級となる。人数としては100名ほどとなる。

(委員) 課長の指定した課内の者が担当者となるが、運用上どの程度の人数を想定しているか。

(事務局) 概ね各所属に1名を想定しているが、市民課のように様々な情報を扱っている所属については係ごとに設けるなど、柔軟な対応をしていきたい。ただし、総務課のように職員の情報がほとんどで市民の情報を取り扱っていない所属については、担当者を1名とする。

(委員) 担当者の選任については所属長に一任し、総務部長が全体を把握する形となるのか。

(事務局) そのとおりである。人事異動の度に各所属から担当者を報告させると事務が煩雑となるため、保護責任者である所属長の責任の下、管理していく体制を考えている。

(委員) 答申書案4ページ目に「(手引に追記した)項目には、法令上、継続することが許容されない事項があるものの」という記載があるが、誤解を与えかねないため、表現を再検討してほしい。

(事務局) 御指摘のとおり、修正したい。

(委員) 保護責任者への周知はどのように行ったのか。

(事務局) 本年1月に係長(担当者)に研修を行ったほか、掲示板にて周知を行った。4月に開催予定の主管課長会議において役割を伝え、庁内への周知を行っていききたい。

(委員) 個人情報を取り扱う業務の委託契約の特記事項に関して、どのような業務の委託について想定されるのか。

(事務局) 市の委託業務の内9割、3000件ほどはこの特記事項を付ける必要があると想定している。

(委員) 特記事項の内容そのものは問題ないと思うが、データの返還を定める規定について、実際に管理できるのか疑問がある。

(事務局) 取扱いの可能性がある場合には本特記事項を付けるが、データを実際に渡す手続きはそれほどなく、情報システム課や市民課などに限られる想定である。

(委員) 委託先が収集した情報についても市への引き渡しを求めているが、その管理はどのように行うのか。

(事務局) 市の情報であると同時に、委託先業者の営業情報にも該当する場合があります、線引きが難しい点はあるが、市の業務に特化した情報は特記事項に定める対応を求める想定である。

(委員) 特記事項の第13の規定(委託先が収集した資料の返還、引き渡し又は削除)が、具体的にどういうことを想定しているのかが気になる。この特記事項自体は望ましい内容であるが、この特記事項により事務作業量が大きくなる恐れがあり、運用上整備しておかないと、かえって業務が滞ることが考えられることから、気になったという趣旨である。また、同じく第13の「別に指示したときは当該方法によるものとする」というのはどういったことを想定しているのか。

(事務局) 市がパソコンにある情報を削除する場合、パソコンを物理的に破壊するが、委託業者へは同様の措置を求められないので、データをパソコンからしっかり削除してもらうといったことが想定される。

(委員) パソコンはスタンドアローンということか。

(事務局) その点はケースバイケースとなる。

(委員) 承知した。方向性としては問題ないと思う。

(委員) 個人情報ファイル簿の記録項目にある「家族状況」というのは「世帯」を指すのか。

(事務局) 「世帯」を含む場合もあれば、ない場合もある。個人情報ファイル簿の記録項目については、従前の個人情報事務届出簿の記録項目にそろえたものである。

(委員) 手引には、個人情報の漏えいが発生した場合の対応も具体化されており、望ましい内容である
と考える。

(委員) 手引については評価させていただく。答申案については、字句の修正を行った上で、取りまと
めていただければと思う。

(2)審査請求に係る審査 **【非公開】**

4 次回の日程等について

- ・次回の日程は、5月30日又は5月31日に実施する形で調整する。
(その後、5月30日に開催することに決定した。)

5 閉会